

# 毎勤統計

T O P I C S トピックス

3

## 年末賞与が六年ぶりに前年比プラスへ——厚労省調査

減(二〇一四年五月)等から、縮小する結果となっている。  
**常用雇用は前年同月比二・一%増**

厚生労働省は四月三日、「毎月勤労統計調査」の二〇一五年二月分の結果速報と、二〇一四年の年末賞与の集計結果を公表した。それによると、二〇一四年の年末賞与(事業所規模五人以上計)は、前年比一・九%増の三七万五四三二円と、六年ぶりに前年を上回った。年末賞与の前年比推移をみると、今回の水準は二〇〇四年(二・二%増)に接近する高い伸び率となっている。事業所規模別では、五〇〇人以上がほぼ横ばい(〇・一%増)だったものの、一〇〇〜四九九人で三・六%増、三〇〜九九人で二・三%増、五〜二十九人で二・一%増となっており、「中小で堅調に伸びた」(同省)。

### 二〇一四年末賞与は前年比一・九%増

「毎月勤労統計調査」は雇用、給与および労働時間の変動について明らかにするため、常用労働者五人以上規模の事業所約三万三〇〇〇カ所を対象に毎月実施しているもの。今回の公表によると、二〇一四年の年末賞与(二〇一四年十一月〜二〇一五年一月の「特別に支払われた給与」のうち、賞与として支給された給与を特別集計したものの)は、支給事業所における労働者一人平均で、前年比一・九%増の三七万五四三二円となった。前年比プラスに

転換するのは、二〇〇八年(一・〇%増)以来のこと。支給事業所の割合も二〇一三年の七二・二%(雇用される労働者割合は八四・五%)から、二〇一四年は七二・八%(同八五・一%)に微増した。

主な産業別にみると、建設業では三・七%増の三七万七四一円(支給事業所割合は七一・二%)、製造業は四・九%増の五〇万四〇五一円(同七二・八%)、卸売業・小売業は一・五%増の三〇万六一八三円(同七三・〇%)、医療・福祉では三・一%増の三二万九六九八円(同八三・五%)などとなっている。

### 実質賃金指数は二・〇%減

一方、同時に公表された二〇一五年二月分の結果速報によると、一人平均の「現金給与総額」(賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもの。所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額)は、前年同月比〇・五%増の二六万九三四四円となった。

現金給与総額のうち、「きまって支給する給与」は〇・五%増の二五万八三二七円。いわゆる基本給に相当する「所定内給与」は〇・五%増の二三万八八八三円で、時間外手当や休日出勤手当など「所定外給与」は、〇・四%増の

一万九四四四円となった。また、「特別に支払われた給与」は、三・〇%増の三〇一七円だった。

現金給与総額を就業形態別にみると、「一般労働者」は前年同月比〇・八%増の三三万四三三二円で、「パートタイム労働者」についても〇・八%増の九万三五八三円となっている。

こうしたなか、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)が前年同月に比べて二・六%上昇したため、現金給与総額指数を消費者物価指数で除して算出した実質賃金指数は、同二・〇%減となった。

なお、毎月勤労統計調査では、時系列の接続性を確保するため概ね三年間だが、調査対象事業所を固定している。だが、経済センサスの実施周期に合わせて行われる抽出替えの際には、三〇人以上規模の新旧事業所が入れ替わることに伴うギャップが生じ、技術的な修正が必要になる。こうした「ギャップ修正」が同日、発表した一月の確報分から行われたため、賃金指数の前年同月比は、過去のデータに遡って「平均的に〇・四%程度」(同省、下方修正されることとなった)。

同修正後のデータで実質賃金指数の推移をみると、前年同月比マイナスは二二カ月連続を記録。ただし、そのマイナス幅は、消費増税直後の四・〇%

一方、一人平均の総実労働時間(労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれ、有給休暇取得分も除かれる)をみると、前年同月と同水準の一四二・六時間となった。総実労働時間のうち、所定内労働時間は同〇・一%増の一三・七時間、所定外労働時間は同〇・七%減の一〇・九時間だった。総実労働時間を就業形態別にみると、「一般労働者」は〇・五%増の一六六・九時間で、「パートタイム労働者」については〇・六%減の八六・八時間となっている。

常用雇用は前年同月比で二・一%増となった。「一般労働者」は一・三%増で、「パートタイム労働者」は三・八%増だった。

主な産業についてみると、建設業が三・三%増、製造業は前年同月と同水準、運輸業・郵便業が二・六%増、卸売業・小売業は〇・七%増、飲食サービス業等が六・六%増、医療・福祉は二・九%増などとなっている。

(調査・解析部)